

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

(循環型社会推進課)

ページ

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	二
○県営土地改良事業の完了	二
○県営土地改良事業の換地計画に関する非農用地区域内に換地する土地の指定	二
○林業種苗法に基づく生産事業者登録の失効	二
○都市計画事業の認可	二
○平成八年度宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正	二
公 告	
○財政状況の公表	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	三
○開発行為に関する工事の完了	三
○博物館の登録	三

告 示

○宮城県告示第五百八十六号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条第一項の規定によ

り産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見を提出することができる。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名
- 1 名称 株式会社自然環境産業
- 2 所在地 宮城県仙台市宮城野区日の出町一丁目七番二十一号
- 3 代表者の氏名 代表取締役 庄子 喜代志
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
宮城県名取市下増田字広浦七番二十一号
- 三 新設又は変更の別
新設
- 四 産業廃棄物処理施設の種類の
汚泥の脱水施設
- 五 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の
汚泥
- 六 申請年月日
平成二十七年十二月十八日
- 七 縦覧場所等
- 1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所(塩釜保健所岩沼支所)
- 2 縦覧期間 平成二十八年六月二十八日から平成二十八年七月二十八日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 八 意見書の提出期限等
- 1 提出期限 平成二十八年八月十二日
- 2 提出場所 仙台保健福祉事務所岩沼支所(塩釜保健所岩沼支所)
- 3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第五百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇三〇〇三二一	事業所の名称及び所在地	愛さんさん訪問介護 （隣塩釜 塩竈市本町十二一五）	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	設置者名	愛さんさん宅 食株式会社	指定年月日	平成二十八年 七月一日
-------	------------	-------------	---------------------------------	---------------	------------------------	------	-----------------	-------	----------------

○宮城県告示第五百八十八号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	鹿島台東部	事業の名称	農地整備事業（経営体育成型）	工事完了年月日	平成二十八年五月二十五日
-----	-------	-------	----------------	---------	--------------

○宮城県告示第五百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業西矢本地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地を、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

土地の表示

市町村名	東松島市	大字	矢本	字	笠松	地番	二六九	地目	田	用途	田	地積 m ²	一、〇〇〇
------	------	----	----	---	----	----	-----	----	---	----	---	-------------------	-------

○宮城県告示第五百九十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録は、失効した。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	宮城第二 百七十七 号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	大友 英雄 名取市杉ヶ袋字前沖百六 十三番地	生産事業の内容	種 穂	種 穂の採取 及び精選	苗木	苗木の育成 幼苗以外の苗木 の育成	事業所の名称及び 所 在 地	大友 英雄 名取市杉ヶ袋字前沖
------	-------------------	----------------------	------------------------------	---------	-----	----------------	----	-------------------------	-------------------	--------------------

○宮城県告示第五百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

南三陸町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

志津川都市計画公園事業

2 名称

五・四・一号 南三陸町震災復興祈念公園

三 事業施行期間

平成二十八年六月二十八日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 取用の部分

宮城県南三陸町志津川字中瀬町、字廻館前、字塩入、字汐見町地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第五百九十二号

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改

正し、平成二十八年七月一日から施行する。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

様式第一号の第三十七条に次のただし書を加える。

ただし、平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金のうち平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、県の財政状況を別冊のとおり公表する。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 沿岸部観光復興情報等発信業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部観光課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十八年四月二十五日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社電通東日本仙台支社 仙台市青葉区国分町三丁目六番一号
- 五 契約金額 九千九百九十九万九千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年六月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称 宮城郡松島町根廻字檀ノ下三番二の一部、三番三、三番四、同字丸田七番四
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 仙台市太白区富沢南二丁目六番地の六 フェリスターデンⅡ一〇三

小林 宏

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定により、次のとおり博物館として登録した。

平成二十八年六月二十八日

宮城県教育委員会

- 一 博物館の名称 奥松島縄文村歴史資料館
- 二 博物館の所在地 東松島市宮戸字里八十一番地十八
- 三 設置者の名称及び住所 東松島市 東松島市矢本字上河戸三十六番一号
- 四 登録記号番号 宮城県第二十五号
- 五 登録年月日 平成二十八年六月二十一日